

岩手県医療局管理規程第 16 号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(競争入札参加者の資格審査等) 第 198 条の 2 [略] 2 局長は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査をしたときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。 3～5 [略]	(競争入札参加者の資格審査等) 第 198 条の 2 [略] 2 局長は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査をしたときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。 <u>ただし、工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、この限りでない。</u> 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。